



時論
土木會議論

田中好

こと新らしく言ふ迄もなく、土木行政は土地其のものに施設し其の施設物を通じて人類生活の向上を策することを目的とする、土地が人類生存の條件であり且つ人類活動の要素であることに氣附くときは、土木行政の重要性を感得することが出来るであらう、従つて往古名君宰相が土木に依つて國利民福を圖つた所以も亦想像するに難くは無いのである、故に土木のことは國家乃至は國民生活と密接の關係を持つてゐるから、其の計畫と其の施設とがともに宜敷を得たときは民力を向上發展せしむることが顯著であるのに反し、一と度其の計畫と施設とを愆ちたるときは其の過誤より生ずる損害は永遠に亘り而かも恢復することが客易の業でないことは、往古の事蹟が餘りにも明白に吾人に物語つてゐる、従つて是等の過誤を避け永遠に亘つて國利民福を圖るが爲には完全な所謂土木對策を必要とするのである、然るに土木のことは技術的

判斷に俟つべきものが頗る多い、併しながら又一面經濟財政の考察に依るべきものが尠くない、従つて技術的智識又は經驗のみが直に土木行政を指導するものではない、夫れには矢張り非技術的判斷を必要とし經營經濟の考察を多分に加味したものでなければならぬ、然るに是等の技術的又は非技術的の事項に關しては各自専門の科學に分化されてゐて一人の克くする所ではない、又之を一行政官府に要求すべく餘りにも困難な問題である、然らば如何にして技術非技術の兩者を調和せしめて土木本來の成果を收めしむるかと言はゞ、矢張り各分科の専門智識を糾合し行政官府に智識を供給すること、即ち行政官府の參謀職制度を必要とするのであつて、之が爲には所謂土木會議の設置を必要とするのである。

土木行政に關する參謀職制度は夙に其の必要を認められ、河川行政に關しては治水調査會河川委員會が設けられ、港灣に關する重要事項を審議する爲には港灣調査會が設けられ、道路政策樹立の爲に道路會議が設けられたのであつたが、常に財政整理の名目の下に廢止され是等會議の存廢は其の存否の理由を検討せず一に財政當局の手に依つて決定されて來たのであつた。併しながら科學の進歩と經濟界の事情よりして多岐複雑を極むる土木行政を一本調子で執行することを許さない、従つてことの實際は、之が經費を廳費の内の雜費に求め、勞務提供の形式で私生子的調査會を設置して事の必要に應ずる有様であつて寔に遺憾に耐えなかつたが、聞くところに依れば昭和八年度に於て、從來設けられた諸種の會議を打つて一團とした土木會議が設置されるゝことゝ爲つた、我が國土木行政の爲に寔に慶福すべきことであるが、此機會に於て從來何故に財務當局の言ふがまゝに會議が廢止されたのであるかを吟味して對策を攻究するのも強ち無益ではない。

行政や財政の整理を爲す場合に於て此種參謀職制度の會議を無用の長物視するのは、土木の對象物が民衆生活に直接してゐるが爲に夫れに關する對策の決定には、デモクラシーの要求を多分に容るべきであると言ふ認識が足らないのに基因してゐる、即ち行政は夫れを執行すべき行政長官其の人の判斷に依つて決定さるべきものであつて、第三者の智識提供を俟つべきものでない。所謂官僚的思想が濃厚であつたからである、固より普通の場合に於ては行政は行政長官の專決に依るのであるが、專決するが爲に必要な判斷の資料として第三者の智識を參考とすることは、行政長官專決の原則に悖るものではない、殊に土木の如く民衆生活に直接するものに在つては成るべく多くの民衆の聲に聽き判斷することを必要とするのである、之を當面解決すべき焦眉の急にある問題に付て考へても一層其の必要を感ずるのである、即ち路面交通機關乃至は施設の統制問題又は利水政策の確立等は、何れも衆智に俟つて始めて正鴻な判斷を得るのである、然るにも不拘形式的な官僚的考察に依つて行政せむとすることは政治の民衆化が強調さるゝ現時に於ては到底認容すべきことではない。

右に述べた官僚的思想は、從來設置された治水調査會乃至は道路會議等の組織又は權能等の決定にも濃度に表はれてゐて、デモクラシーを基礎とした會議設置の趣旨を破壞してゐるやうな矛盾を見受けるのである、即ち其の一は會議を構成する議員に官吏の多いことである、固より此種會議に政府側を代表する官公吏たる議員の任命を必要とするのではあるが、學識經驗ある議員と其の數を對立せしむることは會議をして官僚化せしむるの弊に陥り易い、蓋し行政長官を補佐す

る爲に設置する諮問機關の組織に於て官吏の智能を提供せしむる必要は、關係官廳の意見を代表せしめ各省事務の連絡を圖ることに於て妙味を有するだけであつて、是等の者の數を必ずしも學識經驗者たる議員の數と對立せしむる必要と理由とがない、故に官吏たる議員は議員總數の三分一位の程度に止め、其の他は學識經驗を有する議員を以て充當したならば會議の議決は自ら權威を發揮し公正な意見を提供し衆智を綜合することゝ爲るのである、其の二は會議の議事を整理し會務を總理すべき議長を主務大臣の權限に委ねて會議の自治を許さないことである、此種會議の組織に於て主務大臣の監督に屬し其の諮問に應ずると言ふ制限された權限を認めた以上は、其の權限の範圍に於て自律的行動と其の責任とを確保せしむる爲には會議の自治を許さなければならぬ、之を許容してこそ會議の効果を擧げ得るのである、從來は會議の獨立制を認めながら主務大臣をして會務を總理せしめ會議の開閉權を與へたが爲に折角の會議は、主務大臣の支配部下たるの感而起さしめ社會的信任を薄弱ならしめた、故に會議の自治を許して會長を選擧せしめ議員の要求に依つて會議の招集を許すことゝしたならば會議が社會的に價值附けらるゝことゝ爲るのである。

會議の官僚化を避けることに次で必要なことは、行政長官をして會議の決定を尊重せしめ實行性を濃厚ならしむることである、固より會議は諮問機關であるから行政事務の執行に關與せしむべきでないことは當然ではあるが、從來の制度に於て見たやうに諮問機關であるから行政長官は其の會議の意見を尊重すると言つた程度で、意見の採否を行政長官の自由決定に放任することは、會議の決定を輕視し會議設定の目的を破ることゝ爲るのである、故に會議の決定に對しては行政長官に實行の責務を負擔せしめ、若し此責務を遂行し能はざる事由ある場合に於ては其事由を明示して更に夫れを會議に諮問して意見を決定せしめたならば叙上の弊害を除却することが出來得るのである。

次は會議をして永久性を有せしむることが必要である、蓋し土木の施設は前にも述べたやうに恒久性を有するものであ

つて、技術非技術に亘つて一朝一夕に解決さるべき性質のものではない、殊に其の施設を通じて行はるゝ國民生活は日常變化しつゝあるものであるから會議を構成する議員をして、常に是等の動態に智能を傾注せしめ、卓越せる識見を養成せしむることが必要である、之が爲には會議を恒久的のものとし以て政府財政の都合に依つて容易に廢止さるゝが如きことなからしめねばならぬ。

○

以上を以てすれば従來の會議に關する組織が餘りにも官僚的に構成され、行政のデモクラシー化として始めて存在の意義あるべき會議を無意義化してゐたことが判るであらう、従つて是等會議の存廢は民衆の支持を受けないで官吏層の間に於てのみ問題となり論議されたに過ぎない、今回設置さるべき土不會議の構成に於て叙上の諸點が改められたならば、會議の決定は土木行政の遂行を容易ならしめ又その社會的效果の實現を確保して、會議設置の目的を達するであらう、併し従來の制度を踏襲したならば必ずや近く廢止さるゝの運命を辿るであらうことを再言して當局の考慮を求めて已まない。

× ×

× ×

× ×

× ×